

ケンシンインターネットバンキング(法人向け)利用規定

■ 法人向け

第1条 ケンシンインターネットバンキングについて

1.ケンシンインターネットバンキングとは

- 本サービスは、ご契約者が有る・運用するパソコン等の情報端末機器（以下「端末機」という）を用い、インターネット等を通じて当組合に依頼を行い、各種取引等を利用するサービスです。
- 各種取引については、当利用規定によるものとします。

2.各種取引の範囲

ご契約者は、各種取引として次の取引が利用できます。（以下「本サービス」という。）

- 振込サービス
- 請求・振込サービス
- 一括払込サービス
- 組合振込サービス
- 組合振込・貸付振込サービス
- その他当組合が今後追加するサービス

3.サービス使用者の指定制

- 管理者
- 管理者とは、ご契約者またはご契約者から本サービスに関する全ての利用権限を与えられたユーザーのことです。
- 管理者は本サービスの利用に関する「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認パスワード」、「承認パスワード」の設定等を行います。
- 管理者の権限を有する者は、お一人のみです。
- 当組合は、管理者のID・パスワードで通知された依頼である限り、それをご契約者の正規な依頼とみなし、それにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。
- ご契約者は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当組合所定の方法で速やかに端末機より操作を行い、登録内容を変更してください。
- ご契約者は、ID・パスワードの管理、使用について全ての責任を持つものとし、管理者以外の第三者に開示し、または使用させてはならないものとします。
- 担当者
- 担当者とは、管理者が本サービスの利用に関して当組合所定の方法により端末機を操作し、各種取引を行う権限を与えられたユーザーのことです。
- 担当者として権限を与えられる人数は、当組合所定の人数とします。
- 管理者は、担当者の追加登録・削除または担当者の登録内容に変更があった場合、当組合所定の方法で速やかに端末機より操作を行い、登録内容を調整してください。
- 管理者は、当組合所定の方法により担当者の登録、変更、削除することがあります。

第2章 利用申込

本サービスを利用するためには、本規定の内容を理解し、その内容を承諾した上で、当組合所定の利用申込書に所定の事項を記入し、申込手続を行うてください。

1.利用申込条件

- 利用申込者は、以下の条件を全て満たすに限りします。
 - 法人、個人事業主のいずれかであること
 - 当組合の本支店に普通預金口座または当座預金口座をお持ちであること
 - インターネット接続できる通信環境およびパソコンなどの端末機をお持ちであること
 - インターネット経由のメールの受信ができる電子メールアドレスをお持ちであること
- 当組合は、以下の条件により利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
 - 利用申込時に虚偽の事項を提出したことが判明したとき
 - その他、当組合が利用を不適当と判断したとき

2.ご利用の取消

- 利用申込の承諾後であっても、利用申込者が本条1～1)の項の何れかに該当することが判明したとき、当組合はその承諾を取り消す場合があります。当組合は理由の如何を問わず、その場合に生じた損害について、いかなる責任をも負わないものとします。

3.通知事項

- 当組合はご契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。
- 当組合は、当組合からの通知・照会・確認のご案内の手段として、郵便、電話、電子メール、当組合ホームページ等が利用されることに同意するものとします。

第3章 利用口座

- ご契約者はあらかじめ、申込書により当組合本支店におけるご契約者名義の口座を届け出てください。
- ご契約者名義の口座として登録できる口座数は、当組合所定の口座数とします。また、ご利用口座の科目は当組合所定の科目に限ります。
- 当組合は、利用口座として登録できる口座数および口座の科目を、ご契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- ご契約者はご利用口座のうち、普通預金または当座預金の何れか1口座を代表口座として届け出てください。また、この代表口座の届出用を本サービスにおける届出用とします。

第4章 ご利用時間

- 本サービスの利用時間は、当組合所定の時間内とします。
- 利用時間はサービスにより異なる場合があります。
- 当組合は、この利用時間をご契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- 当組合の責にあらな回線工事等が発生したとき、利用時間中であってもご契約者に連絡することなく、本サービスの利用を一時停止または中止することがあります。

第5章 手数料

- 本サービスの利用にあたり、ご契約者は当組合所定の利用手数料およびこれに係る消費税等相当額を支払っていただきます。
- 本サービスの利用にあたり必要となる通信料、インターネット接続料、端末機等の購入費用等については、ご契約者が負担してください。
- 当組合は、本サービスの利用料について、新設あるいは改定する場合があります。
- 利用手数料の削減・改定を実施するときは、事前に当組合所定の方法により、その効力発生日を念め内容をご通知します。
- 通知された効力発生日以降に本サービスを利用した場合、ご契約者はその内容を承諾したものとします。
- ご契約者は、この新設、改定等に同意されない場合、この契約を解約することができます。解約に関しては本条第8項の規定を適用します。
- 当組合は、当座預金または普通預金規定にかかわらず、本サービスの利用手数料を、預金通帳、カード、払戻請求書、小切手の提出なしに、代表口座から当組合口座より自動的に引落とします。

第6章 パスワードの届出・設定

1.初回確認用パスワード・初回承認パスワードの届出

- ご契約者は、当組合所定の申込書に、本サービスの利用申込時に、お取引のご契約者本人であることを確認するための「初回パスワード」を届け出てください。
- 当組合では、この利用申込みの届出を受けて、開設のための登録を行います。
- 登録後「初回ログインパスワード」を記載した「手続き完了のお知らせ」を届け出して住所宛てに郵送します。

2.ログインIDの登録

- ご契約者は、本サービスを初めて利用するとき、端末機より当組合所定の方法によって、当組合がご契約者の届け出住所宛に郵送する「手続き完了のお知らせ」に記載された「初回ログインパスワード」と、当組合にあらかじめ届けられた「代表ID」、「初回確認用パスワード」を入力し、任意の「ログインID」を登録してください。
- 当組合は、当組合で管理している「代表ID」、「初回確認用パスワード」、「初回ログインパスワード」との一致を確認してご契約者本人であることを確認し、「ログインID」を登録します。このログインIDは、ご契約者様の端末機より随時変更が可能です。

3.初回利用時のID登録変更

- ログインID登録後、すぐに「初回ログインパスワード」および「初回確認用パスワード」を、ご契約者様の端末機より任意のパスワードに変更してください。変更後のパスワードを、それぞれ「ログインパスワード」、「確認用パスワード」とします。
- データ一括送付サービス利用のお申込みいただいたご契約者は、データ一括送付サービス初回利用時に「初回承認パスワード」を任意のパスワードに変更してください。変更後のパスワードを「承認パスワード」とします。

4.暗証番号等の登録

- ご契約者は、予め当組合所定の書面に、本サービスの利用申込時に、各暗証番号、初回パスワード（以下「パスワード等」という）を登録してください。

5.パスワード等の管理

- パスワード等は、ご契約者本人の責任において厳重に管理してください。なお、当組合職員からこれらの内容をお尋ねすることはありません。
- パスワード等を失念した場合は
 - 当組合ではパスワード等の照会に対して、一切お答えいたしません。
 - パスワード等を失念した場合は、速やかに当組合所定の書面により代表口座のある当組合の本支店に届け出てください。
 - 届出から当組合所定の期間、本サービスを利用することはできません。
- ご契約者は、取引の安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など他人が容易に類推できる番号の使用を避けてください。また、パスワード等は定期的に変更してください。
- パスワード等を変更するときは、当組合所定の書面により変更してください。
- パスワード等の漏洩が判明した場合は
 - パスワード等の漏洩が判明した場合は、直ちにご契約者が端末機でログインIDおよびパスワード等の変更を行ってください。
 - 変更が判明しなかった場合は、事後が完了していない取引があればすぐに取消操作してください。
 - 漏洩が判明した場合は、ご契約者は速やかに当組合所定の書面により代表口座のある当組合の本支店へ届け出てください。
 - パスワード等が変更されたログインできないとき、当組合所定の書面により代表口座のある当組合の本支店へ届け出てください。
 - この届出があった場合、当組合は本サービスの利用の停止措置を実施いたします。当組合の利用停止措置が実施前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6.本サービスの停止

- 本サービス利用についてご契約者が届け出たパスワード等の入力当組合所定の回数以上連続して間違えて入力した場合は、その時点本サービスの利用を停止します。
- 本サービスの利用を解除するには、当組合所定の書面により新しいパスワードを届け出てください。
- 届出から当組合所定の期間は、本サービスを利用できません。
- 「マスターユーザ」および「一般ユーザ」

7.「マスターユーザ」および「一般ユーザ」

- マスターユーザ（管理者）
- ご契約者またはご契約者から本サービスの利用に関する管理権限を授けられた利用担当者を「マスターユーザ」とし、マスターユーザは本サービスに関する「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認パスワード」、「承認パスワード」（以下「パスワード等」という）の設定等を行うこととし、他の利用担当者これらの行為をさせてはならないものとします。なお、マスターユーザとして登録することができるとは、だた一人です。
- 当組合は、マスターユーザによるID・パスワード等の設定等である限り、それを契約者の正規な意思による行為とみなし、それにより生じた損害について一切責任を負わないものとします。
- ご契約者は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、当組合所定の方法により速やかにパソコンを操作し登録変更するものとします。
- ご契約者は、ID・パスワード等の管理、使用について全ての責任を持つものとし、理由の如何にかかわらずマスターユーザ以外の第三者に開示または使用させてはならないものとします。

(2) 一般ユーザ（担当者）

- 本サービスの利用に関してマスターユーザが当組合所定の方法によりパソコンを操作して取引を行う権限を有する利用担当者（以下「一般ユーザ」という。）を設定することができるものとします。なお、一般ユーザとして届け出ることができる人数は、当組合所定の人数とします。
- マスターユーザは、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、当組合所定の方法により速やかにパソコンを操作し登録変更するものとします。
- マスターユーザは、当組合所定の方法により一般ユーザの設定または一般ユーザの廃止をすることができます。
- 管理者ログインパスワード・確認用パスワード・承認パスワード(以下総称して「管理者パスワード」という。))を失念または漏洩が判明した場合、ご契約者は速やかに当組合所定の書面により代表口座のある当組合の本支店へ届け出てください。
- 管理者パスワードの失念または漏洩の出た場合、当組合は本サービスの全てを停止する措置を講じます。
- 管理者パスワードの失念または漏洩により、当組合の停止措置手続前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 端末機から管理者パスワードを変更するとき、当組合が所定の方法により変更前および変更後の管理者パスワードを当組合に送信し、当組合が受信した変更前の管理者パスワードと当組合に届出されている最新の管理者パスワードが一致した場合には、当組合は管理者からの正式な届出として管理者パスワードを変更します。
- セキュリティ確保のため、パスワードの有効期限は当組合所定の期間とします。
- 管理者は、管理者パスワードの有効期限経過後は有効期限経過後、本サービスを初めて利用する際に当該パスワードを変更してください。

8.担当者の権限

- 担当者が使用するログインパスワード(以下「担当者ログインパスワード」という。))および担当者が使用する確認用パスワード(以下「担当者確認用パスワード」という。))は、管理者が任意に設定できるものとします。
- 設定が完了した担当者ログインパスワードと担当者確認用パスワード(以下総称して「担当者パスワード」という。))は、管理者の責任において、担当者のパスワードも管理者パスワードと同等の注意を持って取扱ってください。
- 担当者は、管理者と同様に端末機からの操作により、担当者パスワードを随時変更することができます。
- 担当者が、担当者パスワードを失念・漏洩した場合は、管理者が当該パスワードの再設定・再登録等を指示して行ってください。
- 管理者が行う担当者パスワードの設定・再設定・再登録等の一連の行為に関して損害等が発生した場合は、当組合は責任を負いません。

第7章 本人確認

1.取引意思の確認

- 本サービスを利用するとき、ログインID、パスワード等および暗証番号等を登録より当組合に送信してください。
- 当組合は受信したログインID、パスワード等および暗証番号等を当組合に事前に登録されたログインID、パスワードおよび暗証番号が一致した場合に、次の事項の確認を行います。
 - 本サービスの利用権限がご契約者本人の有効な意思による申込みであること。
 - 当組合が受信した依頼内容が真正なものであること。

2.パスワード等、暗証番号等の不正使用

- 当組合が本規定(当組合所定事項に定める事項を含む)に従って本人確認を行い、依頼された処理を実施したとき、ログインID、パスワード等および暗証番号等について、不正利用、その他の事故等があっても、当組合はご契約者の意思に基づく依頼と判断し、有効なものとして取扱います。また、そのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。

3.本人確認方法

- 当組合の本サービスをご利用いただく際の本人確認方法は、「ID・パスワード方式」を採用しています。
- ID・パスワード方式とは、サービスのご利用の都度、端末から送信されたサービス利用者ご自身のログインID・ログインパスワードとあらかじめ登録されたログインID・ログインパスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。

第8章 本サービスの依頼方法

1.依頼の方法

- ご契約者は、端末機から所定の入力事項を所定の操作で当組合に送信してください。
- 当組合は所定の本人確認終了後、依頼内容を確認し、当組合が受信した依頼内容をご契約者の端末機に返信します。

2.依頼内容の確認

- ご契約者は、本条1～1)の項に基づき送信された依頼内容を確認してください。
- 本条1～1)の項で送信された依頼内容が正しくなく、端末機から再操作用パスワードを入力し送信してください。
- 当組合に送信された依頼内容が当組合所定の時間内に到着する時点で、担当者から依頼内容が確定したものとします。なお、回答が当組合所定の時間内に当組合で受信できなかったとき、依頼内容は取消しされたに判断します。

3.依頼内容の確認

- 本サービス利用後、請求書の依頼内容照会機能もしくは通帳への配帳等により、ご契約者の責任においてその取引結果を照会してください。
- 取引結果が受信できなかったとき、取引内容に不明な点があるときは、速やかに当組合のお取引店に連絡してください。
- 取引内容、残高等に依頼内容との相違が生じ、ご契約者と当組合の間に異議が生じたときは、当組合が管理する電子的記録等の情報を取引の正当なものとして取扱うものとします。

第9章 ご契約者情報等の取扱い

1.情報の保護

- 当組合は、次のご契約者情報等を厳正に管理し、ご契約者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定められた場合以外にはご契約者情報等の利用を行いません。

- ご契約者または本サービスの利用申込時に届け出た情報、およびご契約者より登録された利用者に関する情報、また、第13条1の定めに基づき変更された情報(以下「ご契約者情報」という。))
- 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用にともなう種々の情報(以下「ご契約者取引情報」という。))

2.情報の利用範囲

- ご契約者は、ご契約者情報およびご契約者取引情報(以下「ご契約者登録情報」という。))につき、当組合が次の目的のために業務上必要な範囲内で使用することを承諾するものと判断します。
- 犯罪予防及び防止法に基づくご本人さまの確認等や、本サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 本サービスの申込みの受付、および継続的にお取引における管理のため
- おさまりの契約や法律に基づく権利の行使や着信の確保のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融情報や新商品、新サービスの企画・開発の研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融情報やサービスに関する各種ご案内のため
- その他、おさまりのお取引を適切かつ円滑に履行し、本サービスの内容を向上させるため

3.当組合は、次の場合を除き、ご契約者登録情報を第三者に提供いたしません。

- あらかじめご契約者の同意が得られた場合
- 法令に基づき開示が求められた場合
- 個別のご契約者を識別できない状態でご提供する場合
- 当組合は、当組合が定める所定の期間を経過したとき、ご契約者登録情報を破棄することができるものとします。

■ 各サービス規定

第10章 照会サービス

1.照会サービスとは

- 照会サービスとは、端末機を用いた契約者からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち、契約者が指定する口座の当組合所定の拠点における残高、および当組合所定の期間内における入金明細等の口座情報をご利用することができるサービスです。
- 当組合が口座情報を提供する口座の科目は、当組合所定の預金科目とします。

2.照会サービスの依頼

- 照会サービス依頼をする場合、照会の種別、ご利用口座等の所定事項を端末機から所定の操作に従って当組合に送信してください。
- 当組合は所定の本人確認終了後、ご契約者から照会サービス依頼を受信し、ご契約者からの依頼と認めた場合は送信者をご契約者と認め、当組合は受信した依頼内容をご契約者端末機に返信します。
- 照会サービスの依頼内容の照会情報は、最新の取引内容が反映されていない場合があります。そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

3.照会内容の訂正・取消

- ご契約者からの依頼に基づき既に回答した口座情報は、その残高、入金明細を証明するものではなく、口座の取引内容に訂正または取消があった場合には、当組合は、ご契約者に通知することなく回答済の口座情報を訂正または取消が行ったものとします。
- 残高・入金等の口座情報は当組合所定の時刻における内容であり、ご契約者が照会サービスの依頼を行った時での内容とは異なる場合があります。
- 訂正または取消のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第11章 振込振替サービス

1.振込振替サービスの内容

- 振込・振替サービスとは、端末機を用いたご契約者からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち、ご契約者が指定する口座(以下「支払指定口座」という。))から振込金額または振替金額を引き落とし、ご契約者が指定した当組合または当組合以外の国内金融機関の預金口座(以下「入金指定口座」という。))へてに振込・振替を行うサービスです。
- 入金指定口座の預金科目等は、当組合所定のものとします。
- 振込振込の区別は、次により取扱うものとします。
 - 「振込」……登録した元のご契約口座(代表口座・サービス口座) 階での資金移動取引のことを指します。
 - 「振込」……振替以外のお取引で、当組合本支店または他の金融機関間にある口座への資金移動取引のことを指します。
- 振込振替以外のお取引は、当組合所定の書面によりお申し込みの書面に「入金指定振替限度額」という。))の範囲内とします。
- 振込振替限度額は、利用口座単位に振込振替の依頼が基準で振込手数料を除いた合算額により判断します。
- 振込振替限度額を変更する場合は、ご契約者が当組合所定の書面により届け出てください。
- ご契約者が振込・振替振替額を変更されたとき、その時点で予約を受けていた振込などの依頼のうち、未処理のものについては、当組合は変更後の振込額にのみ取り消しを行います。

- 支払指定口座の指定方法は、ご契約者が予め当組合所定の書面により届け出てください。その際、当組合が申込書等に押印された印影と該当口座の届出用紙の印影を相当の注意をもって報告し、相違ないものと取扱いとき、それらの書類に偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当組合は責任を負いません。
- 入金指定口座の指定方法は、ご契約者が指定方法として、ご契約者が指定する方法(以下「都度指定方式」という。))により取扱いします。
- ご契約者は、振込・振替指定日(以下「指定日」という。))として、当組合の別途定めた期間内における営業日を指定できるものとします。

2.振込・振替の依頼

- 振込・振替を依頼する場合、端末機より所定事項を当組合所定の方法により入力し、当組合宛てに送信してください。
- 当組合は所定の本人確認終了後、ご契約者から振込・振替依頼を受信し、ご契約者からの依頼と認めた場合は送信者をご契約者と認め、当組合が受信した依頼内容をご契約者端末機に返信します。

3.振込・振替依頼の確認

- 照会サービス依頼をする場合、照会の種別、ご利用口座等の所定事項を端末機から所定の操作に従って当組合に送信してください。
- 当組合は所定の本人確認終了後、ご契約者から照会サービス依頼を受信し、ご契約者からの依頼と認めた場合は送信者をご契約者と認め、当組合は受信した依頼内容をご契約者端末機に返信します。
- 照会サービスの依頼内容の照会情報は、最新の取引内容が反映されていない場合があります。そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

4.振込振替金額等の引き落とし

- 当組合は、振込振替金額(以下「振込振替資金等」という。))を、当組合の普通預金口座(振込口座)に振り落とし、当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書または小切手の提出なしに、指定日および当組合所定の時間指定された支払指定口座から引き落とします。

5.振込・振替振替額の引落しできない場合の取扱い

- 振込・振替依頼は、確定した振込・振替の依頼に基づき、前項に規定する振込振替金額等を当組合が支払指定口座から引き落とすことと成立するものとします。

- (2) 次の理由により申込預払額全金等の引き落としができなかったとき、当振込・振替依頼の取扱いをいたしません
- ① 振込・振替金額が、支払指定期日より引き落としのできる金額（当振替依頼で指定する金額を含む）を超える場合
 - ② 振込・振替金額が、当組合所定の書面により届け出た利用限度額を超える場合
 - ③ 契約者から支払指定期へへの支払停止の届出があり、それに伴って当組合が所定の手続きを行った場合
 - ④ 支払指定期が解約されている場合
 - ⑤ 差押等やむを得ない事情があり、当組合が不適当と認めた場合
 - ⑥ その他当組合が契約者における振込預替サービスの利用を停止する必要があると認めた場合
- 6.入金指定期のみなしでできない場合の取扱い
- (1) 確定した振込の依頼に基づき、当組合が実施した振込資金が入金指定期へ入金できず振込先金融機関から返却されたとき、支払指定期へ入金するものとなります。この場合、振込手数料は返却しません。
 - (2) 確定した振込の依頼に基づき、当組合から振込発生し、契約者が当該振込の組戻の依頼をする場合は、支払指定期の他の取引で当組合所定の組戻手続きを行われるものとします。
 - (3) 振込は、当組合所定の方法により契約者の本人確認を行い、契約者の依頼により組戻依頼電文を振込先金融機関へ発します。この場合、契約者は当組合所定の組戻手数料を支払ってください。
 - (4) 前項の届込にかかった振込手数料は返却いたしません。
 - (5) 組戻は、振込後の金融機関の承認を行います。そのため、当組合が組戻依頼を受付けた場合であっても、組戻できない場合があります。この場合は、組戻手数料はいただきません。
- 7.依頼内容の変更 訂正
- (1) 「振込」の場合には、依頼内容確定後は依頼内容の変更または訂正はできません。
 - (2) 当組合がやむを得ないものと認めた場合、当組合所定の組戻または返却の手続きにより取扱います。
 - (3) 「振替」の場合には、依頼内容確定後はいかなる場合も依頼内容の変更または返却はできません。
- 8.パポコンによる依頼の取消
- (1) 予約日への振込・振替の依頼を取消す場合、指定日の前営業日の当組合所定の時刻まで、に、契約者の端末機から取消依頼を行うことができます。
 - (2) 指定日の前営業日の当組合所定の時刻以降は、取消しを行うことができません。その場合、当組合所定の組戻や手続により取扱いします。

第12条 データ伝送サービス

1.データ伝送サービスとは、契約者の端末機からの依頼に基づき、総合振込・給与(賃)振込の各データを一括して伝送できるサービスです。「総合振込サービス」「給与(賃)振込サービス」をご利用いただけます。

2.総合振込サービス

総合振込サービスとは、データ伝送による振込依頼情報の受付およびその明確に基づく振込を行うサービスです。

- (1)総合振込サービスの内容
 - ① 当組合は、申込書記載の申込口座取扱店を取りまとめ店として、契約者からの依頼によるデータ伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。
 - ② 支払指定期は、申込書記載の取扱店となります。
 - ③ 振込先として指定できる取扱店は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当組合または他行の国内本支店とし、振込を指定できる預金口座(以下「入金指定期」といいます。)、は、当組合所定の科目とします。
 - ④ 振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。また、振込の受付にあたっては、当組合所定の振込手数料(消費税相当額を含む)を当組合所定の方法によりお支払いください。
 - ⑤ 当組合は、依頼を受けたデータに基づき、振込指定日に入金指定期に入金するよう振込手続きを行います。
 - ⑥ 当組合は、振込受取人に対して、入金についての通知を行います。
- (2) 上限金額の設定
 - ① 1日あたりの振込限度額は、申込書によりあらかじめ契約者が届け出た取引限度額の範囲内とします。
 - ② 取引限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 申込書の取引限度額記入欄に限度額の記入がない場合、当組合所定の金額を取引限度額とします。
 - ④ 当組合は、契約者に事前に通知することなく総合振込における振込限度額を変更することがあります。また、このような変更のために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- (3) 振込指定日
 - ① 契約者は振込指定日として、当組合所定の営業日を指定することができます。
 - ② 当組合は、契約者に事前に通知することなく当組合所定の営業日を変更することがあります。また、このような変更のために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- (4) 振込手続
 - ① 申込資金等は、振込指定日の前営業日までに支払指定期口座に入金してください。
 - ② 当組合は、契約者2名以上より依頼内容が確定した場合、原則として振込指定日に、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定またはその他関係規定にかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、小切手の提出なしに申込資金を支払指定期口座から自動振替により引出し、振込手続きを行います。
- (5) 振込の不能事由等

次の何れかに該当する場合、当組合はその振込はなかったものとして取扱いします。

 - ① 申込資金等が、支払指定期から払出すことができる金額(当座残高)より払戻のできる金額を含む)を超え、所定の時刻までに自動引落できなかった場合
 - ② 支払指定期からの払出しがこの本サービスによるものに限らず複数あるとき、その払出しの総額が支払指定期から払出し可能な金額を超える場合、そのいずれかを引き落としがは当組合の任意とします。
 - ③ 申込資金等の決済が不能となった振込依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振込・振替は行われません。
 - ④ 引き落とし金額の総額が支払指定期の限度額を超えるとき。
 - ⑤ 契約者からの支払指定期に関する支払停止の届出があり、それに基づき当組合所定の手続を行っている場合。
 - ⑥ 差押等やむを得ない事情があり、当組合が振込を取扱うことが不適当と認めた場合。
- (6) 依頼内容の変更 取消・組戻

当組合がやむを得ないものと認められた場合は変更を承諾する場合、契約者から資金支払指定期口座に当組合所定の依頼の提出を受け、当組合所定の組戻手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しません。

3.給与(賃)振込サービス

- (1)給与振込の内容
 - ① 当組合は、申込書記載の申込口座取扱店を取りまとめ店として、契約者から契約者の役員および従業員(以下「受給者」といいます。))に対して支払する給与・給与・賃(以下「給与」といいます。))を、データ伝送サービスを利用して受給者が指定する預金口座へ振込事務を受託します。
 - ② 支払指定期は、申込書記載の申込口座となります。
 - ③ 受給者が振込先として指定できる取扱店は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当組合または他行の国内本支店とし、振込を指定できる預金口座(以下「入金指定期」といいます。))は、受給者本人名義の口座で当組合所定の科目とします。
 - ④ 契約者はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。また、振込の受付にあたっては、当組合所定の振込手数料(消費税相当額を含む)を当組合所定の方法によりお支払いください。
 - ⑤ 当組合は、依頼を受けたデータに基づき、振込指定日に入金指定期に入金するよう振込手続きを行います。
 - ⑥ 当組合は、受給者に対して、入金についての通知を行います。
- (2) 上限金額の設定
 - ① 1日あたりの振込限度額は、申込書によりあらかじめ契約者が届け出た取引限度額の範囲内とします。
 - ② 取引限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 申込書の取引限度額記入欄に限度額の記入がない場合、当組合所定の金額を取引限度額とします。
 - ④ 当組合は、契約者に事前に通知することなく総合振込における振込限度額を変更することがあります。
 - ⑤ このような変更のために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- (3) 振込指定日
 - ① 契約者は振込指定日として、当組合所定の営業日を指定することができます。
 - ② 当組合は、契約者に事前に通知することなく当組合所定の営業日を変更することがあります。
 - ③ このような変更のために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- (4) 振込手続
 - ① 申込資金等は、振込指定日の3営業日前までに支払指定期口座に入金してください。
 - ② 当組合は、契約者2名以上より依頼内容が確定した場合、原則として振込指定日に、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定またはその他関係規定にかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、小切手の提出なしに申込資金を支払指定期口座から自動振替により引出し、振込手続きを行います。
- (5) 振込の不能事由等

次の何れかに該当する場合、当組合はその振込はなかったものとして取扱いします。

 - ① 申込資金等が、支払指定期から払出すことができる金額(当座残高)より払戻のできる金額を含む)を超え、所定の時刻までに自動引落できなかった場合
 - ② 支払指定期からの払出しがこの本サービスによるものに限らず複数あるとき、その払出しの総額が支払指定期から払出し可能な金額を超える場合、そのいずれかを引き落としがは当組合の任意とします。
 - ③ 申込資金等決済が不能となった振込依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振込・振替は行われません。
 - ④ 契約者からの支払指定期に関する支払停止の届出があり、それに基づき当組合所定の手続を完了している場合。
 - ⑤ 差押等やむを得ない事情があり、当組合が振込を取扱うことが不適当と認めた場合。
- (6) 依頼内容の変更 取消・組戻

当組合がやむを得ないものと認められた場合は変更を承諾する場合、契約者から資金支払指定期口座に当組合所定の依頼の提出を受け、当組合所定の組戻手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しません。

給与(賃)振込サービス

- (1)給与振込の内容
 - ① 当組合は、申込書記載の申込口座取扱店を取りまとめ店として、契約者から契約者の役員および従業員(以下「受給者」といいます。))に対して支払する給与・給与・賃(以下「給与」といいます。))を、データ伝送サービスを利用して受給者が指定する預金口座へ振込事務を受託します。
 - ② 支払指定期は、申込書記載の申込口座となります。
 - ③ 受給者が振込先として指定できる取扱店は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当組合または他行の国内本支店とし、振込を指定できる預金口座(以下「入金指定期」といいます。))は、受給者本人名義の口座で当組合所定の科目とします。
 - ④ 契約者はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。また、振込の受付にあたっては、当組合所定の振込手数料(消費税相当額を含む)を当組合所定の方法によりお支払いください。
 - ⑤ 当組合は、依頼を受けたデータに基づき、振込指定日に入金指定期に入金するよう振込手続きを行います。
 - ⑥ 当組合は、受給者に対して、入金についての通知を行います。
- (2) 上限金額の設定
 - ① 1日あたりの振込限度額は、申込書によりあらかじめ契約者が届け出た取引限度額の範囲内とします。
 - ② 取引限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。
 - ③ 申込書の取引限度額記入欄に限度額の記入がない場合、当組合所定の金額を取引限度額とします。
 - ④ 当組合は、契約者に事前に通知することなく総合振込における振込限度額を変更することがあります。
 - ⑤ このような変更のために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- (3) 振込指定日
 - ① 契約者は振込指定日として、当組合所定の営業日を指定することができます。
 - ② 当組合は、契約者に事前に通知することなく当組合所定の営業日を変更することがあります。
 - ③ このような変更のために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- (4) 振込手続
 - ① 申込資金等は、振込指定日の3営業日前までに支払指定期口座に入金してください。
 - ② 当組合は、契約者2名以上より依頼内容が確定した場合、原則として振込指定日に、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定またはその他関係規定にかかわらず、預金通帳、カード、払戻請求書、小切手の提出なしに申込資金を支払指定期口座から自動振替により引出し、振込手続きを行います。
- (5) 振込の不能事由等

次の何れかに該当する場合、当組合はその振込はなかったものとして取扱いします。

 - ① 申込資金等が、支払指定期から払出すことができる金額(当座残高)より払戻のできる金額を含む)を超え、所定の時刻までに自動引落できなかった場合
 - ② 支払指定期からの払出しがこの本サービスによるものに限らず複数あるとき、その払出しの総額が支払指定期から払出し可能な金額を超える場合、そのいずれかを引き落としがは当組合の任意とします。
 - ③ 申込資金等決済が不能となった振込依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振込・振替は行われません。
 - ④ 契約者からの支払指定期に関する支払停止の届出があり、それに基づき当組合所定の手続を完了している場合。
 - ⑤ 差押等やむを得ない事情があり、当組合が振込を取扱うことが不適当と認めた場合。
- (6) 依頼内容の変更 取消・組戻

当組合がやむを得ないものと認められた場合は変更を承諾する場合、契約者から資金支払指定期口座に当組合所定の依頼の提出を受け、当組合所定の組戻手数料等を受入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返却しません。

■ サービス共通規定

第13条 届け出事項の変更等

- 届け出事項の変更
 - (1) 印鑑、名称、住所、その他届け出事項に変更があるとき、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、速やかに当組合にお知らせください。
 - (2) 登録メールアドレスの変更は、契約者が当組合所定の方法で振替操作または変更を行うことができます。
 - (3) 変更の届出が生じた損害については、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- 届出事項の届出がなかったために、当組合からのお知らせ、送付すべき書類等が延滞または到達しなかったとき、通常到達すべきときに到達したと判断します。そのため生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 本サービスの解約
 - (1) 当組合は、変更内容を審査し、本サービスの提供を一時的に停止または本サービスを解約することがあります。
 - (2) 本サービスの解約に生じた損害について、当組合はその理由の如何にかかわらず一切の責任を負いません。

第14条 電子メール

- 電子メールアドレスの登録

契約者は本サービス利用開始時に、契約者の端末機から当組合所定の操作で電子メールアドレスの登録を行ってください。
- 当組合からの送信

契約者は、当組合から契約者へへの通知手段として電子メールを利用することに同意するものとし、当組合は振込・振替依頼の受付結果やその他の告知を登録された電子メールアドレスに送信します。
- 電子メールアドレスの変更

登録された電子メールアドレスを変更する場合、契約者の端末機から当組合所定の操作で変更登録を行ってください。
- 通信障害等による未着・延滞

当組合が通知事項などを登録された電子メールアドレスに送信したとき、インターネットの通信障害、その他の理由による未着・延着が発生しても通常到達すべきときに到達したものとみなします。これに起因して契約者に損害が生じても、当組合はその責任を負いません。
- 電子メールアドレスの相違による損害

本条-3.の変更が行われていないため当組合からの通知が届かないと、契約者の真により契約者以外の登録メールアドレスに変更していたことに起因して契約者に損害が生じても、当組合はその責任を負いません。

第15条 海外からの利用

- 1.契約者の本サービスのサービスを海外から利用するとき、各国の法令、事情、その他の事由により、本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。
- 2.契約者が日本国外において本契約に基づく諸取引を行ったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。

第16条 免責事項

- 1.当書等の書面に押印された印影と該当口座の届出印影の印影を相当の注意をもって照らし、相違ないものと取扱いするとき、それらの書面に偽造、変造その他の事故があっても、そのため生じた損害については当組合は責任を負いません。
- 2.公衆電報回線、専用電報回線、インターネット等の通信設備に関して延滞等がなされたことにより契約者のパスワード等、または取引情報が漏洩・改ざんされたとき、そのため生じた損害については当組合は責任を負いません。
- 3.(パスワード等の盗竊（盗取、盗聴等により不正に第三者の知るべきこととなるをいいます。))され、かつ、振込・振替等により不正に預金が減少または不正に当座預金が実行された場合（以下、「不正な振込」といいます。))、個人の契約者は本条第17条に基づき補てんの請求を申し出るべきことができるとします。また、後記のいずれも不正な振込等が行われた場合についても同様とします。
- 4.当組合の責に帰せられない通信障害、機器故障およびコンピュータ等の障害などにより、インターネット等の不達等により、本サービスの取扱いが延滞しつづけないで済んだとき、そのため生じた損害については当組合は責任を負いません。
- 5.災害・事故・裁判所公的機関の措置等やむを得ない事情が発生した場合、そのため生じた損害について当組合は責任を負いません。
- 6.本サービスを速くして生じた振込等と当組合側の記録簿とは、当組合所定の期間に当組合所定の方法・手続きによって保存するものとなります。当該期間経過後は、当組合がこれらの記録簿を消去したことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- 7.法令、規則、行政府の命令等により本サービスに關する情報の開示が義務付けられる場合（当組合検査を含む）、当組合は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。当組合が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- 8.パスワードの変更およびパスワードサービス提供を停止させていただく場合があります。そのため生じた損害について当組合は責任を負いません。
- 9.当組合所定の組戻手続きもつき送信者をご契約者となし取扱いの取引について、ログインID・パスワード・組替番号等の使用、端末機の不正使用その他の事故があったとき、または依頼内容に不備があったとき、そのため生じた損害について当組合は責任を負いません。
- 10.本サービスの利用に必要な端末機やインターネット回線等は、お客様の自己責任で負担いただく必要があります。当組合は、当契約により端末機が正常に移動することについて保証するものではありません。端末機が正常に移動しなかったことによる取引が発生したとき、そのため生じた損害については当組合は責任を負いません。
- 11.当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合、そのため生じた損害について当組合は責任を負いません。
- 12.その他、本サービスの利用に関して、当組合の責に帰せられない事由により契約者に生じた損害について、当組合は責任を負いません。

第17条 不正な振込等

- 1.補てん対象額請求の申し出および補てん対象額
 - (1) 不正な振込等について、次の各号の全てに該当する場合、個人の契約者は当組合に対して後記②に定める補てん対象額の請求を申請することができます。
 - ① ID・パスワード・組替番号等の盗竊または不正な振込等が発生したとき、すみやかに当組合への連絡が行われていること
 - ② 当組合の通知に対し、契約者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、盗聴や不正な振込があったことを警察に報告するものも提出していること、警察への通知が被害届等と一致していること
 - ④ 前記(1)の申し出がなされたとき、不正な振込等について、利用する端末の安全対策やパスワード等の管理を十分に行っていること、ご契約者が無失夫である場合、当組合は、当組合への通知が行われた日の30日前の日以降にされた不正な振込に関する情報（取引履歴、手数料および利息）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。))を補てんするものとします。
 - ⑤ 本条-1.②.において、契約者が当組合に通知することできないやむを得ない事情があることを証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。
 - (2) 契約者が無失夫と認められない場合にも、故意または重大な過失が無い場合には、補てん対象額の一部を補てんすることがあります。
- 2.補てんの免責項目
 - ① 本条-1.①-②.②.は、本条-1.①-①にかかるとる契約者の通知が、パスワード等の盗聴が行われた日（盗聴が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が実行が行われた日。))から2名を経過する日以後に行われた場合は、適用されません。
 - ② 本条-1.②.②.にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんを行います。
 - ① 不正な振込等が行われたことについて当組合が調査が無失夫であること、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - A. 不正な振込等が契約者の重大な過失により行われた場合
 - イ. 契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われた場合
 - ② 契約者が、当組合にその被害状況の報告を行い、重要な事項について機内の説明を行った場合
 - ③ 戦争・暴動等による著しい社会秩序の混乱を防止し、パスワード等の盗聴が行われた場合。
- 3.補てん控除額および控除
 - (1) 当組合が第17条-1.②.①に定める補てんを行うとき、不正な振込等の支払預金（以下「対象預金」といいます。)) についてご契約者に払戻しを行った場合には、この払戻しを控除した額の限において補てんを行います。
 - (2) 契約者が不正な振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還請求を行ったとき、この払戻しを行った額の限度において補てんは行いません。
 - (3) 当組合が第17条-1.②.①により補てんを行ったとき、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。
 - (4) 当組合が第17条-1.②.①により補てんを行ったとき、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗聴されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対してご契約者が有する損害賠償請求または不当利得返還請求権を取得します。

第18条 解約等

- 1.本サービスの利用に関する契約は、当組合・契約者一方の都合でいつでも解約することができます。なお、ご契約者からの当組合に対する解約については、当組合所定の書面により通知してください。
- 2.当組合の都合により本サービスを解約するとき、契約者の届出の住所に解約の通知を郵送します。この場合、通知が転居等の事由により契約者に到達しなかったとき、または延滞したときは、到達すべきときに到達したと判断します。
- 3.サービス口座が解約された場合は、当該預金口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。また、代表口座が解約された場合は、本契約（全てのごサービス）が解約されたものとします。
- 4.解約の必要と判断した場合は、当組合は当該取引の終了後に解約手続きを行います。
- 5.解約手続きが終了するまでの間に、解約が行われなかったことによりご契約者に損害が発生する事象があっても当組合は責任を負いません。
- 6.契約者ごとの事由がづつでも生じたとき、当組合は契約者に事前に通知することなく、本契約を解約またはサービス提供を停止できるものとします。
 - ① 当組合の支払すべき所定の手数料を当組合所定の期間支払わなかった場合
 - ② 支払の停止による延滞、取替手数料発生、社会要し手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があった場合
 - ③ 契約者の住所について、差押または競売手続きの開始があった場合
 - ④ 解散、その他営業活動を休止した場合
 - ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ⑥ 住所変更の届出を怠るなどご契約者に責がある事由により、当組合でご契約者の所在が不明となった場合
 - ⑦ 相続の開始があった場合
 - ⑧ 1年以上本サービスの利用がない場合
 - ⑨ 本規定に基づく届け出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明した場合
 - ⑩ 本規定に違反する等、当組合が本サービスの停止を必要とする相当の事由が発生した場合

第19条 端末機の目的外使用による障害

契約者が本規定に定める本サービスの利用目的以外の目的で端末機を操作したことにより、当組合のコンピュータシステムに障害が発生した場合等、そのため生じた損害については、全て契約者ごその責任を負うものとします。

第20条 関係規定の適用・準用

- (1) 本規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定等の各規定により取扱いします。
- (2) これらの規定と本規定の間で取扱いが異なるとき、本サービスに関しては本規定を優先的に適用します

第21条 サービスの内容・規定の変更

- (1) 当組合は本規定の内容を、契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従って取扱いを行います。
- (2) 当組合の責任による場合を除き、サービスの内容・規定等の変更をもって生じた損害については、当組合は責任を負いません。サービスの内容・規定等の変更によって生じた損害については契約者が負担するものとします。
- (3) サービスの内容・規定等の変更のために、利用を一時的に停止させていただくことがあります。そのとき、変更内容当組合のホームページに掲載するものによりお知らせいたします。
- (4) 変更日以降、契約者は変更後の内容に同意したものといたします。

第22条 本サービスの廃止

- (1) 当組合は、事前に相当期間をもって当組合ホームページ上に掲載する等、当組合所定の方法により契約者に告知することにより、契約期間中でなくても本サービスの全部もしくは一部を停止することができるものとします。
- (2) サービスの廃止にあたり、契約者は当組合に対して一切の請求を拒否し、廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の理由を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

第23条 契約期間

- (1) 本サービスの契約期間は、申込書に記載されている申込日から1年間です。
- (2) 契約期間満了日までに契約者または当組合から解約の申請がない場合、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものと、継続後も同様とします。

第24条 禁止行為

- (1) 契約者は、本契約上の義務または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をすることはできません。
- (2) 契約者は、本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて以下の行為をすることは出来ません。
 - ① 公序良俗に反する行為
 - ② 犯罪行為に及びつ行為
 - ③ 他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ④ 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
 - ⑤ 他の契約者または第三者に損害を及ぼすような行為
 - ⑥ 他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
 - ⑦ 本サービスの運営を妨げるような行為
 - ⑧ 本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
 - ⑨ 当組合の信用を毀損するよう行為
 - ⑩ 虚偽の表示、その他法律に反する行為自分以外の人物を名乗って、会社その他の団体ではないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る行為
 - ⑪ その他、当組合が不適当・不適切と判断する行為
- (3) 当組合は、契約者が本サービスにおいて、本条-②にある行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、必要な措置を講ずることができるものとします。

第25条 弁償し費用

本契約の債務不履行による責任を任意に履行しないで、弁償し費用が行われたときは、当事者は所定の費用を支払うものとします。

第26条 準拠法・合意管轄

- (1) 本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとなります。
- (2) 本規定に基づく諸取引に関して追加の必要が生じたとき、当組合の本店所在地を管轄する広島地方裁判所を管轄裁判所とします。